

悪質商法に ついての相談

消費者の知恵



「悪質商法の被害にあったとき、どうすればいいの」「クーリングオフについて教えてほしい」など消費生活に関する相談を無料で受け付けています。来所による相談のほか、電話での相談にも応じています。

悪質商法による被害は、決して他人事ではありません。被害を受けないためには①販売員の訪問の目的を確認する②いらぬものはきっぱりと断る③迷ったときは、家族に相談する④契約するときは、説明と契約書の内容が間違っていないか確認する⑤クレジットは借金であると自覚すること、の5点に注意しましょう。

早く相談することでよりよい解決結果が得られます。困ったときには一人で悩まず直ちに相談しましょう。

【問合せ】 総務部総務課市長公室
【電話】 72 - 9858

毎年5月5日(こどもの日)から11日までの一週間は「児童福祉週間」です。この週間は、児童福祉の理念の周知と児童を取り巻く諸問題への社会的関心の喚起を図るため、昭和22年に定められました。

● 広げよう 子育て支える 地域の輪



成長を促す上で厳しい状況となっています。

近年いじめや虐待、不登校などの問題が大きく取り上げられてます。この福祉週間にきっかけに、家庭、学校、職場、地域社会、それぞれの立場で、子どもの健やかな成長について考えてみませんか。

【問合せ】
社会福祉課児童係
【電話】
七二一九八六四

生き生き工芸センター入会のご案内

生き生き工芸センターでは、教室受講生を募集しています。センターには機材や設備も充実していますので、自分の工房として、ぜひご利用ください。

【教室開催日】 ①軽石細工…毎週月曜日 ②陶芸…毎週水曜日
③竹細工…毎週木曜日 ④木工…毎週金曜日

【実施時間】 9時～11時

【実施場所】 生き生き工芸センター (中伊豆交流センター県道沿い)

【費用】 材料費は原則として自己負担

【対象者】 60歳以上の方ならどなたでも参加できます。初心者の方も大歓迎です。

【その他】 作品については、市のイベント等に出品展示します。上達すれば、工芸センター販売所でも展示、即売します。

【申込方法】 電話連絡または入りたい教室開催日に工芸センターへ直接お越しください。まずは、見学をお勧めします。



問合せ 生き生き工芸センター(有)(33)4415 または 長寿介護課高齢者福祉係
☎(72)9860